

**【要望調査】****令和5年度 防護柵設置支援事業について**

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を防止するため、かつらぎ町内の農地にワイヤーメッシュ等の防護柵を農業者が設置する場合、一定の要件を満たせば、国や県の事業を活用することができます。

つきましては、令和5年度の事業量を把握するため、①令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業(国補助)、および②令和5年度防護柵等設置支援事業(県補助)の要望調査を、下記のとおり行います。

令和5年度に防護柵の設置を検討されている人は、かつらぎ町役場産業観光課までご相談ください(要件等により要望にそえない場合があります。また、今回要望されない場合は、令和5年度の国や県の事業の支援を受けることができませんので、ご注意ください。)。

**【事業概要】**

事業名	対象内容	補助金額
① 鳥獣被害防止 総合対策事業 (国補助)	受益農家が3戸以上のまとまった農地に、集落ぐるみで防護柵(メッシュフェンス、電気柵など)を新たに設置する場合に要する経費	1/2以内 ※自力施工の場合、資材費相当分を定額補助(上限単価あり)

※国からの補助金を活用した事業であり、さまざまな要件(慢性的に鳥獣の被害を受けている農地、被害調査の実施 など)がありますので、詳しくはお問い合わせください。

事業名	対象内容	補助金額
② 防護柵等設置 支援事業 (県補助)	<p>農業者(2戸以上のグループ)で、農地に電気柵、メッシュフェンス、防鳥ネットなどを新たに設置する場合の資材費</p> <p>※防護柵で囲う農地は2戸以下</p> <p>※部分的な防護柵の設置は補助対象外</p>	<p>1/3以内</p> <p>※上限単価 1mあたり 900 円 (サル用:1mあたり 2,000 円)</p> <p>※<u>町補助 1/3 以内をあわせて受けることができます。</u></p>

【要望調査の手続きに必要なもの】

- 柵等を設置する農地の位置図
  - ・設置場所、設置距離、受益面積の確認をします
- 資材のカタログなど
  - ・事業費のわかるものが必要です
- 参加者名簿
  - ・事業に参加する人の氏名、住所が必要です

【要望調査受付期間】

令和4年7月14日(木) ~ 令和4年7月29日(金)

\* 現段階では予算要求のための作業として事前の要望をお伺いするものであり、国や県の予算については確定したものではありません。制度内容の変更や県全体の要望量によっては、要望にそえない場合があります。また、補助金申請にあたりましては、資材購入前に別途申請が必要ですのでご了承ください。

\* 詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

かつらぎ町役場 産業観光課 農業振興係(青山、海野)  
☎0736-22-0300(内線2181)